

報 告 第 1 0 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

写

専決第7号

処 分 書

令和4年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

令和4年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,757,565	△40,000	1,717,565
	1. 国民健康保険料	1,757,565	△40,000	1,717,565
5. 繰入金		1,323,160	40,000	1,363,160
	1. 一般会計繰入金	1,223,160	40,000	1,263,160
歳入合計		12,446,924	0	12,446,924

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)